

税の申告が始まります

2月16日(月)～3月16日(月)

平成21年度市民税・都民税の申告と、平成20年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。3月になると市役所および税務署の申告窓口が大変込み合いますので、早めの申告をお願いします。期限を過ぎて申告書を提出すると、納税通知書の届く時期が遅くなったり、課税証明書が必要などときに、すぐに交付を受けられませんので、ご注意ください。
(問い合わせ) 課税課



昨年の申告受付風景

申告書の受付方法

■受付期間

2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日を除く) 午前8時30分～午後5時
※2月22日(日)・3月15日(日)(午前9時～午後3時)は開庁し、申告の受け付けを行いますのでご利用ください。

■受付会場

市役所2階課税課

■受付内容

▽市民税・都民税の申告
▽記載済みの所得税確定申告書の預かり
※受付窓口では記載方法の相談は行っていませんのでご注意ください。

市民税・都民税

■申告が必要な方

平成21年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する方
▽年金受給者で確定申告の必要

のない方
▽給与所得のみで前年中に退職し、再就職していない方
▽市外在住で市内に事業所、事務所または家屋敷をお持ちの方
※前年中に収入のない方でも、次のいずれかに該当する方は申告が必要です。
▽国民健康保険に加入している方
▽非課税証明書の必要な方
▽同居していない方に扶養されている方
▽だれの扶養にもなっていない方

■申告が不要な方

▽所得税の確定申告をする方
※税務署に所得税の確定申告を行う方は、あらかじめ市民税・都民税の申告をする必要はありません。ただし、市民税・都民税の申告をしても所得税の確定申告をしたことにはなりません。勤務先から市へ給与支払報告書が提出され、この給与以外に所得のない方(提出されているか分からない方は勤務先に確認してください)
■申告に必要なもの
▽市民税・都民税申告書
▽印鑑
▽所得の分かるもの(源泉徴収票、給与明細書など)

所得税

▽所得控除の支払額を証明するもの(国民健康保険税・国民年金保険料・生命保険料などの領収書や証明書)
■申告書の配布
昨年、市民税・都民税の申告をした方には、2月5日(木)に申告書を発送します。
平成20年中に市内に転入した方や、汚損・破損等で申告書が必要な方は、課税課までお越しになるか、ご連絡ください。

▽特定の寄付金を支払った方
▽年末調整時に各種控除の申告漏れがあった方
■公的年金等の所得のみの方で所得税が源泉徴収されている方
医療費・社会保険料・生命保険料控除などを受ける場合は、確定申告が必要です。申告によって算出した税額と源泉徴収税額を比べ、還付になる場合と納税になる場合があります。
■申告手続きに必要なもの
▽印鑑
▽給与所得の源泉徴収票
▽公的年金等の源泉徴収票
▽所得控除を受けるための領収書や証明書(医療費の領収書など)
■住宅借入金等特別控除を受け方(取得の場合)は、次の必要書類を添付してください。
▽住民票(写し)
▽建物・土地の登記簿謄本または抄本(登記事項証明書)
▽売買(請負)契約書(写し)
▽住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
※必要な添付書類がないときや記載内容に誤りがあるときなどは、還付金の支払いが大幅に遅れることがあります。

■所得税の確定申告が必要な方
▽事業所得・不動産所得・雑所得・土地の譲渡所得等がある方で、各種所得金額の合計が、配偶者・扶養・基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
▽給与所得がある、次に該当する方
①給与の収入金額が年収2,000万円を超える方
②給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与と収入と、ほかの所得金額との合計額が20万円を超える方
▽土地・建物等の譲渡所得がある方で、譲渡所得の課税の特例により、税金がかからない方
■給与所得(源泉徴収)のみの方で確定申告をすれば税金が戻る方
▽多額の医療費を支払った方
▽自宅を住宅ローンで取得した方
▽前年の途中で退職し、年末調整を受けていない方
▽災害や盗難に遭った方

確定申告書等の提出と相談は 武蔵府中税務署 ☎042(362)4711
〔最寄り駅〕分倍河原駅(JR南武線、京王線)から徒歩5分、府中本町駅(JR南武線)から徒歩10分
確定申告期間中(2月16日(月)～3月16日(月))は、紅葉マーク・四葉マークの表示車以外は駐車場が利用できませんので、公共の交通機関等をご利用ください。
※計算・記入済みの確定申告書は、申告期間中、市役所でもお預かりします。
■税理士会の無料申告相談

| 月日 | 定員 | 相談時間 | 会場 |
|----------|------|-----------------------|-------|
| 2月9日(月) | 130人 | 午前9時30分～正午 午後1時～4時 | 中央公民館 |
| 2月10日(火) | 130人 | | |
| 2月12日(木) | 110人 | | |
| 2月13日(金) | 110人 | | |

※土地・建物の譲渡所得、株式譲渡、贈与・相続の相談は行いません。
※午前8時から中央公民館入口で整理券を配布します。定員になり次第締め切ります。
※来場の際は、申告に必要な資料・筆記用具・電卓をお持ちください。
※税理士に依頼している方はご遠慮ください。
※武蔵府中税務署では、2月22日(日)・3月1日(日)は開庁します。